

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：令和7年4月7日（令和7年（独情）諮問第50号）

答申日：令和8年3月25日（令和7年度（独情）答申第134号）

事件名：特定研究科特定課程入試に関する内規等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年12月26日付け第2024-112号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人が特定又は推測されるおそれがある記載は省略する。

(1) 審査請求書

当方の得点からして、合格者の体験記などを参照する限り、合格基準を満たしていることは明らかなのに、不合格となっているため、特定課程入試に関する内規、令和7年度実施の東京大学大学院特定研究科特定課程試験の受験者の成績について記載のある文書の開示を請求します。

入試基準を開示することが、入学試験事務の適正遂行に支障をきたすどころか、今後貴大学の入試の透明性が一層すすみ、貴大学の発展と世界の中でのレベルアップに貢献できると考えます。

ご再考ください。

(2) 意見書

今回以前の東京大学で2019年から明らかな不正な合否判断が、国立大学であるにもかかわらず繰り返しなされていた可能性が非常に高く、東京大学特定研究科特定課程の複数の合格者開示している情報からして合格ラインに達しているにもかかわらず、不合格が続いております。

(略)。

「特定研究科入試に関する内規」「令和6年度実施の特定研究科特定課程入学試験の受験者の成績や点数」の開示を請求します。

公正な入試が日本の最高峰の東京大学で行われ、受験者の人権が守られ、国益に最終的につながることを期待します。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本請求の対象文書について

本件対象文書は、「令和6年度実施の特定研究科特定課程入試の関係書類（合否判定の基準、受験者及び合格者の得点、科目試験の採点基準）」である。国立大学法人東京大学（以下、第3において「本学」という。）は、第2024-112号の開示請求に対し、「特定研究科入試特定課程に関する内規」については、入試基準そのものであり、公にすると、詳細な選考方法等が推測され、公平・公正・的確に受験者の知識及び入学後の研究適正を把握することが極めて困難となるなど、入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書き及びハに該当するため不開示とし、「令和6年度実施の特定研究科特定課程入学試験の受験者の成績や点数」については、文書全体が法5条1号本文の個人情報に該当するとともに、合否判定基準と密接に関係しているため、公にすることにより、今後の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書き及びハに該当するため不開示とする不開示決定を令和6年12月26日に行った。

これに対して審査請求人は、令和7年2月10日受付けの審査請求書により、開示決定を取消し、不開示とした文書の開示を求めている。

2 審査請求人の主張とそれに対する本学の見解

審査請求人は、上記令和7年2月10日受付けの審査請求書において、「当方の得点からして、合格者の体験記などを参照する限り、合格基準を満たしていることは明らかなのに、不合格となっているため、特定課程入試に関する内規、令和6年度実施の東京大学特定研究科特定課程入試の受験者の成績について記載のある文書の開示を求める。」旨を主張する。

しかしながら、「特定研究科特定課程入試に関する内規」については、正に入試基準そのものであり、具体的な採点方法や合否の決定方法等が詳細に記載されている。この内規を公にすると、今後受験する学生等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解に基づいて受験生が受験対策を行い、解答方法に影響を及ぼすことになるので、入学試験の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。したがって、法5条4号柱書き及びハにより、開示することはできない。

「令和6年度実施の特定研究科特定課程入学試験の受験者の成績や点数」については、特定選考特定分野の各受験者の筆記試験の点数等が記載され

た一覧表であり、文書全体が法5条1号本文の個人情報に該当する。また、当該一覧表は、合否判定基準と密接に関係しているため、公にすることにより、今後の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書き及びハに該当する。したがって、法5条1号並びに4号柱書き及び同号ハにより、開示することはできない。

したがって、本学の決定は妥当なものであると判断する。

3 結論

以上のことから、本学は、本件について原処分維持が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年4月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 同月21日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和8年3月18日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条1号並びに4号柱書き及びハに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていたが、当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、別紙の2に掲げる部分は新たに開示するが、その余の部分（以下、文書1の当該部分を「不開示維持部分1」といい、文書2の当該部分を「不開示維持部分2」といい、併せて「不開示維持部分」という。）については不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 不開示維持部分1について

ア 当審査会において文書1を見分したところ、令和6年度実施の東京大学大学院特定研究科特定課程入試に関する内規であって、その実施に必要な委員会の設置、当該入試の採点方法及び合否の決定方法等が記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、文書1の全部を不開示とした理由について、上記第3の1及び2のとおり説明する。

ウ これを検討するに、不開示維持部分1を公にすると、今後受験する学生等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解に基づいて受験生が受験対策を行い、解答方法に影響を及ぼすことになるので、入学試験の適正

な実施に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条4号ハに該当すると認められ、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 不開示維持部分2について

ア 当審査会において文書2を見分したところ、東京大学大学院特定研究科特定課程入試の当該年度の受験者の成績一覧が記載されており、各受験者の氏名、受験番号、得点の合計、口述試験結果などが記載されているものと認められる。

イ 諮問庁は、文書2の全部を不開示とした理由について、上記第3の1及び2のとおり説明する。

ウ 以下、検討する。

(ア) 不開示維持部分2のうち、表頭部分及び表中のNo欄の記載部分について

a 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(a) 不開示維持部分2のうち表頭部分には、入試の判定基準及び方法に関する事項が含まれており、これを開示することで選考方法等の詳細が推測され、今後受験する学生等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解に基づいて受験生が受験対策を行うなど解答方法に影響を及ぼすこととなる。こうした選抜制度への過度な干渉につながる状況は、公平・公正かつ的確に受験者の知識や入学後の研究適性を把握することを極めて困難にするなど、今後の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(b) また、不開示維持部分2のうち表中のNo欄の記載部分から受験者数が明らかとなるが、受験者数は公開していない情報である。これを公開することで募集人数から受験倍率を推測することができる情報となるが、実際は判定基準や方法に密接に関係する情報として不開示としている内容や、総合的な判断の下募集人数を超えて合格となる者も含まれるため、表頭の不開示情報(上記(a))と同様の影響や支障を及ぼすおそれがある。

(c) 以上のことから、当該部分は、法5条4号柱書き及びハに該当するため不開示とすべきである。

b 文書2の記載に鑑みれば、当該部分を公にすると、今後受験する学生等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解に基づいて受験生が受験対策を行うなど解答方法に影響を及ぼすこととなり、公平・公正かつ的確に受験者の知識や入学後の研究適性を把握すること

を極めて困難にするなど、今後の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記 a の諮問庁の説明は、不合理であるとまではいえず、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法 5 条 4 号ハに該当すると認められ、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 不開示維持部分 2 のうち、上記 (ア) で判断した部分を除く部分について

- a 当該部分は、特定の個人（受験者）の氏名と当該受験者個人に係る情報等が記載された部分が一体として、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
- b 次に、法 5 条 1 号ただし書該当性について検討する。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない旨説明する。この説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められないことから、当該部分が同号ただし書イに該当するとは認められない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。
- c 法 6 条 2 項による部分開示の可否について検討すると、受験者の氏名は個人識別部分であることから、部分開示の余地はなく、その余の部分については、個人識別部分でないとしても、これを公にすると、当該受験者の友人等一定の範囲の者にとっては、当該受験者を特定する手掛かりとなることは否定し難く、当該情報の内容に照らせば、そのような者に知られることによつて当該受験者の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないことから、同項による部分開示はできない。
- d したがって、当該部分は、法 5 条 1 号に該当し、同条 4 号柱書き及びハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法 5 条 1 号並びに 4 号柱書き及びハに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条 1 号及び 4 号ハに該当すると

認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙

1 本件対象文書

文書1 (令和7年度実施の東京大学大学院特定研究科) 特定課程入試に関する内規

文書2 令和7年度実施の東京大学大学院特定研究科特定課程試験の受験者の成績について記載のある文書

2 諮問庁が新たに開示すべきとしている部分

(1) 文書1の以下の部分

ア 内規名称及びIないしVIの各標題

イ 制定からの改正及び全改の記録の全て(1ページ目の内規名称の右下の部分)

ウ IIIの全て

エ IVの1

オ VIの全て

カ 附則部分の全て

(2) 文書2の以下の部分

ア 表外の部分

イ 表頭のNo、受験番号、指導教員、専攻分野、受験者氏名、医科学MD、外国語(TOEFL)、専門科目、合計、口述結果、備考の記載がある部分